

平成 2 5 年 第 1 回 市 議 会 (定 例 会)
付 議 案 件 綴

(そ の 9)

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 4 号	堺市議会基本条例…………… 3
議員提出議案第 5 号	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を 求める意見書…………… 1 1
議員提出議案第 6 号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び 脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書…………… 1 5
議員提出議案第 7 号	CRPS（複合性局所疼痛症候群）の 難病指定を求める意見書…………… 1 6
議員提出議案第 8 号	生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書…………… 1 9
議員提出議案第 9 号	空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書…………… 2 3
議員提出議案第 1 0 号	消費税増税の実施中止を求める意見書…………… 2 4

平成25年3月15日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

黒田征樹
西田浩延
野村友昭
田中丈悦
木畑匡
石谷泰子
井関貴史
三宅達也
米田敏文
池側昌男
芝田一利
裏山正次
小堀川守
源中未生子
水ノ上成彰
北野礼一
西村昭三
筒居修三
小松西一
松本光治
山本典子
平田多加
米谷文秋
城勝行

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

小林由佳
山根健
高木佳保里
長谷川俊英
深井重行
田中浩美
上村太一
池田克史
佐治功隆
大林健二
田渊和夫
成山清司
池尻秀樹
石本京子
森頼信
西林克敏
野里文盛
榎本幸子
宮本惠子
吉川敏文
星原卓次
大毛十一郎
中井國芳
乾井惠美子
栗駒栄一

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第 4号 堺市議会基本条例

理由

地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民に身近で開かれた議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与するために、本条例案を提案するものである。

議員提出議案第 4号

堺市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会の権限（第2条－第6条）
- 第3章 政策審議（第7条－第9条）
- 第4章 議会運営（第10条－第13条）
- 第5章 補佐機関（第14条－第16条）
- 第6章 広報及び広聴（第17条）
- 第7章 研修（第18条）
- 第8章 市民参加（第19条－第22条）
- 第9章 情報公開（第23条・第24条）
- 第10章 質疑質問（第25条－第27条）
- 第11章 議員の身分及び待遇（第28条－第30条）
- 第12章 条例の見直し等（第31条－第33条）

附則

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぎ全国初の政治倫理条例を制定した私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

一方、二元代表制のもと、同じく直接選挙で選ばれた市長は、議会に比べて多くの権限を有し、市政における役割はおのずと異なる。しかし、市議会と市長とは、互いに健全な緊張関係を保ちながらも、独立対等な立場で、多くの市民の多様な意見を市政に反映し、これを運営する責務を負っている。

今日の地方分権時代の到来により、地方自治体の役割と責任が拡大し、市民の行政需要が増大する中で、本市議会は、議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

よって、本市議会は、市民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の権能をさらに高めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民に身近で開かれた議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の権限

(議会の役割及び責務)

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民との意見交換等を通じて、多様な課題の解決に取り組むこと。
- (3) 議会活動について、市民に説明し、情報公開を行うこと。
- (4) 議会の役割に鑑み、継続的な議会改革に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。
- (2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。
- (4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。
- (5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、議員の集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。

(議決事件及び報告案件の拡大)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。

第3章 政策審議

(市長等との関係)

第7条 議会は、二元代表制のもと、市長等と独立対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(資料の提出等)

第8条 市長等は、議員から議案審議等に必要な資料の提出又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第9条 議員は、会派等の枠を超えて、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

第4章 議会運営

(議長及び副議長)

第10条 議長は、議会の代表者として、中立で公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(会期等)

第11条 議会は、議会審議の公正性及び透明性を確保するため、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員長は、委員会の円滑な議事運営に努めるものとする。

2 委員長は、市政の課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査（以下この条及び次条において「調査及び審査」という。）を行う委員会の特性を發揮させるよう努めるものとする。

3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

(委員会)

第13条 委員会は、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うものとする。

2 委員会は、調査及び審査を充実させるため、必要に応じて委員間討議を行うものとする。

3 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。

4 常任委員会は、その有する専門性の見地から調査及び審査を行うものとする。

5 特別委員会は、その設置目的及び委員の数を明確にし、効率的に調査及び審査を行うものとし、政策の立案又は提言を行うことができる。

6 議会は、特別委員会が、その設置目的を達成した場合においては、速やかにこれを改組し、又は廃止するものとする。

第5章 補佐機関

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議会事務局の機能強化)

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第16条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行うなど議会図書室の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

第6章 広報及び広聴

第17条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

2 議会は、市政の課題に関する市民の様々な意見を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実に努めるものとする。

第7章 研修

第18条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

第8章 市民参加

(市民参加の促進)

第19条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第20条 議会は、本会議において、市民の意見及び知見を審議に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

(請願及び陳情)

第21条 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案又は意見と位置づけ、適切に処理するものとする。

2 議会は、請願及び陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。

3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

(議会報告会)

第22条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

第9章 情報公開

(会議の原則公開)

第23条 議会の会議は原則として公開し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(賛否の公表)

第24条 議会は、会議結果を公開し、予算、決算等の重要な議案について、会派等の賛否を公表するものとする。

第10章 質疑質問

(議員間討議)

第25条 議員は、議員相互間の自由かつ活発な討議を通じて議論を尽くし、合議制機関としての議会の役割を果たすものとする。

(質疑及び質問の方法)

第26条 本会議における議員の質疑及び質問の方法は、市政の課題に対する論点及び争点を明らかにするために、一問一答の方法若しくは一括質疑質問一括答弁の方法のいずれかの方法又はこれらを併用した方法によって行うことができる。

(市長等の趣旨確認のための発言)

第27条 市長その他の答弁者は、議員の質疑又は質問に対する答弁を的確に行うことができる

よう、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第11章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第28条 議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項に規定するほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

(議員定数及び議員報酬)

第29条 議員定数については、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定める。

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。

(政務活動費)

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に充当できるものとし、厳正に活用するものとする。また、その支出に関しては、使途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

2 前項に規定するほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

第12章 条例の見直し等

(議会改革推進組織)

第31条 議会は、議会の権能を高め、議会力の向上を図るため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取り組みを行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

(条例の見直し)

第32条 議会は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて、不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

(他条例との関係)

第33条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月15日

堺市議会議員長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

黒田征樹
西田浩延
野村友昭
木畑匡
井関貴史
三宅達也
米田敏文
池側昌男
芝田一利
裏山正次
小堀川守
吉川克敏
西林文盛
野里幸子
榎本恵子
宮本光治
松本典子
山田多加秋

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

小林由佳
山根健
高木佳保里
深井重行
上村太一
池田克史
佐治功隆
大林健二
田淵和夫
成山清司
池尻秀樹
水ノ上成彰
北野礼一
西村昭三
筒居修三
小西一美
星原卓次
大中井國芳

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第 5号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。2012年10-12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえる。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっている。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策などにも必要である。

政府がめざしている「経済再生」を実現するには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できる。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求める。

記

一、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

一、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(金融)

各宛

平成25年3月15日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

黒田征樹
西田浩延
野村友昭
井関貴史
三宅達也
米田敏文
池側昌男
芝田一利
裏山正彰
水ノ上成彰
北野礼一
西村昭三
筒居修三
小西一美
星原卓次

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

小林由佳
山根健
高木佳保里
上村太一
池田克史
佐治功隆
大林健二
田淵和夫
成山清司
西林克敏
野里文盛
榎本幸子
宮本恵子
松本光治

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

- 議員提出議案第 6号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の
推進を求める意見書
- 議員提出議案第 7号 CRPS（複合性局所疼痛症候群）の難病指定を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する調査研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用をめざし、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する調査研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	

CRPS（複合性局所疼痛症候群）の難病指定を求める意見書

CRPS（複合性局所疼痛症候群）は、手足などに激しい持続的な痛みを伴う病気である。ある患者は、その激痛を「ずきずき、焼けるような、切り裂かれるような」と表現している。また、「氷水に手足を入れている様なジンジンした痛み」等の場合もある。

症状が手の部位であれば、痛みによって次第に使えなくなり全く手の機能をなくす場合もあり、症状が足の部位であれば、痛みのため歩行困難になり、場合によっては車イスやベッドでの生活を余儀なくされる。

そのため、多くの患者がそれまで従事していた仕事ができなくなったり、部分的にしかできなくなる。難病指定がされていないことから、治療費等の経済的負担が重くのしかかる中で、肉体的にも精神的にも日常生活を営むのが困難になっている。

CRPSという病気は10万人に約5人といわれる比較的稀な発症率ということもあり、これまで認知度が低く、長年診断自体がされなかった患者も多いが、難病に指定されれば広く知られるようになり、早期に診断・治療がなされ、症状が軽減されること等が期待できる。

CRPSは、どのようにして発症するのか原因についても諸説があり、また「痛み」の症状への対処自体もむずかしく治療法が未確立である。

以上のように、CRPSは難病指定の4要件（①希少性②原因不明③効果的な治療法の未確立④生活面への長期にわたる支障）を満たしている。

よって、国においては、CRPSにかかわる下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. CRPSを難病に指定すること。
2. 早期に原因の解明や治療法の研究・確立を図ること。
3. 患者の治療の経済的負担が軽減され、安心して治療を受けられる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

平成25年3月15日

堺市議会議長
吉川敏文様

提出者

堺市議会議員
同
同
同
同

田中丈悦
田中浩美
源中未生子
乾恵美子
栗駒栄一

堺市議会議員
同
同
同

石谷泰子
石本京子
森頼信
城勝行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第 8号 生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するため、本意見書案を提案するものである。

生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書

政府は、来年度から3年間で生活保護費を740億円、7.3%減額することを1月29日に閣議決定した。過去最大の下げ幅であり、96%の世帯で減額になる。特に子育て世帯の下げ幅が最大10%と大きい。

生活保護基準は、憲法第25条の定めるところの「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する極めて重要な基準となっている。

こうしたナショナルミニマムである生活保護基準を引き下げるとは、国の国民に対する生活保障責任を放棄し、市民社会を切り捨てることにほかならない。財政削減目的の安易な引き下げは、さらに格差・貧困を拡大させるものである。

また、生活保護基準の引き下げは、援助が必要な受給者への給付が削減されるおそれがあるだけでなく、生活保護以外の低所得者の住民税、保育料、年金保険料、介護保険料などの自己負担も連動して上がり、就学援助の打ち切りなど、低所得者層全体への影響も重大である。

最低賃金の引き上げは重要なワーキングプア対策だが、最低賃金の決定にあたり生活保護基準は大きな要素であり、生活保護基準の引き下げは、最低賃金引き上げのブレーキにもなりかねない。

生活保護世帯のみならず、勤労者世帯を苦しめ、国民生活の最低レベルの引き下げにつながるおそれがある。厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会の報告書でも、一般低所得世帯への影響や子どもの貧困の連鎖への配慮の必要性が明記されているが、政府はその影響はもちろん、実態把握すらしないまま今回の決定を行った。

政府は2%の物価上昇をめざしており、日常生活用品などの値上がりも懸念される中、こうした政府決定は断じて許されず、よって本市議会は、政府に対して、生活保護基準の引き下げについては、中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

平成25年3月15日

堺市議会議長
吉川敏文様

提出者

堺市議会議員
同
同
同

石谷泰子
石本京子
森頼信
城勝行

堺市議会議員
同
同
同

田中浩美
源中未生子
乾恵美子
栗駒栄一

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第 9号 空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書
議員提出議案第10号 消費税増税の実施中止を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するため、本意見書案を提案するものである。

空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書

先の大戦から67年が経過した今日まで空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などの民間人被害者への救済、補償はなく、一方、軍人・軍属は戦後52兆円にのぼる国費で年金、恩給が支給され救済されている。この不条理を正すために全国空襲被害者連絡協議会が結成され、国を相手に集団提訴を行うとともに、「空襲被害者等援護法」（仮称）の立法化をめざして活動している。

先の大戦による甚大な被害は、200都市を廃墟にし、死者推定50万人を超えるなど被害は全国に及び、東京では推計10万人を大きく超える死者、市街地の約70%が廃墟となり被災者は300万人にのぼった。

1945年7月10日未明の堺大空襲は、死者1,860名、全焼戸数1万8,009戸、罹災人口7万人という大惨事となった。

多くの被害者は、今も入退院を繰り返している人、両親、きょうだいを亡くし孤児となり路頭に放り出された人々など悲惨な体験を引きずって生きている。被害者は高齢化し「このままでは死ぬに死にきれない」と、孫子の代に戦争の惨禍を繰り返さない平和な日本を手渡そうと頑張っている。

凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用が成されず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査も行われていない。

先進国の多くは軍人・軍属と民間人の区別なく等しく救済、補償されている。

国会では、超党派の「議員連盟」が結成され昨年6月13日「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めている。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月19日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

—各宛

消費税増税の実施中止を求める意見書

消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法は、2012年8月10日に可決成立した。その結果、現行5%の消費税率は2014年4月に8%、2015年10月に10%へ2段階で引き上げられる事になっている。消費税は所得の低い人ほど負担が重く、「生活費に課税しない」という税制の原則に反した最悪の大衆課税である。

多くの国民は消費税増税に強く反対している。長引く不況で、地域経済を支える中小企業の倒産・廃業はあとを絶たない。労働者の年収は減り続け、消費が落ち込み、そのために経済が悪化するデフレが大問題になっている。また、東日本大震災・福島第一原発事故からの復興が進まず、被災者や国民のくらしは耐えがたい状況となっている。

安倍内閣は景気対策を打ち出しているが、庶民のふところを豊かにするものでない限り景気は回復しない。

このような中で、消費税の大増税を強行すれば、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受けることが懸念される。そうなれば、税収が増えるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込むことは明白である。

よって、本市議会は政府に対して、消費税の大増税の実施中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

—各宛

平成25年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

平成25年 3月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-12-0063